

事務連絡
令和7年2月28日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

令和6年度一般会計予備費の使用に伴う地方負担への対応等について

政府は、令和7年2月28日に、令和6年度一般会計予備費の使用を閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講ずることを予定しておりますので、お知らせいたします。

貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局
財政課財政計画係 西林
電話 03-5253-5612

(別紙)

第1 一般会計予備費に係る追加の財政措置

政府は、令和7年2月28日に、令和6年度一般会計予備費(1,068億円)の使用を閣議決定したところである(別添資料参照)。

今回の一般会計予備費の使用により令和6年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について以下のとおり地方交付税により措置することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

1 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金(公営住宅の災害復旧に係るものを除く。)については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

2 災害対策債

災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金について、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

3 補正予算債

補正予算債の後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

第2 地方公営企業施設の災害復旧事業等に係る財政措置

令和6年能登半島地震により被害を受けた地方公営企業が実施する施設の復旧に要する経費の一部については、「令和6年能登半島地震に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について(通知)」(令和6年3月21日付け総財公第21号総務副大臣通知)及び「令和6年能登半島地震に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置等について」(令和6年3月1日付け公営企業課事務連絡)によりお知らせしたとおり、地方公営企業災害復旧事業債を充当できることとしているほか、一般会計からの繰出基準の特例を設けることとし、当該繰出金について補助災害復旧事業債及び一般単独災害復旧事業債を充当できることとしている。また、令和6年9月20日からの大雨により被害を受けた下水道事業が実施する施設の復旧に要する経費については、令和6年能登半島地震により被害を受けた下水道事業が実施する施設の復旧に要する経費

と一体的に取り扱うこととしている。

令和6年度一般会計予備費使用

〔令和7年2月28日〕
閣議決定

災害関係経費

内閣府所管

能登の創造的復興の支援に必要な経費 50,000,000千円

農林水産省所管

山林施設災害復旧事業等に必要な経費 2,646,463

国土交通省所管

道路維持管理に必要な経費 1,865,000

道路等災害復旧事業に必要な経費 10,068,908

環境省所管

災害廃棄物処理事業に必要な経費 42,263,582

計 106,843,953

(参考)

予備費予算額 1,000,000,000千円

前回までの使用累計額 527,176,578

今回使用額 106,843,953

差引残額 365,979,469